

中央会の主な事業等活動予定（8月）

令和4年7月8日現在

月日	曜日	内 容	担当部署
■ 中小企業連携組織対策事業			
8/3 9	水 火	連携組織活性化研究会 対象：企業組合房州の家	経営支援部
8/9	火	組合等新分野開拓支援事業 対象：野田工業団地協同組合	工業連携支援部
		組合等新分野開拓支援事業 対象：千葉県自動車整備商工組合	
8/21 28	日	連携組織活性化研究会 対象：千葉県医薬品小売商業組合	経営支援部
8/26	金	連携組織活性化研究会 対象：千葉県電機商業組合	商業連携支援部
8/29	月	組合等新分野開拓支援事業 対象：千葉県木材市場協同組合	工業連携支援部
■ 千葉県商店街若手リーダー養成事業			
8/3	水	ふさの国 商い未来塾（第1回）	商業連携支援部
8/17	水	ふさの国 商い未来塾（第2回）	
8/31	水	ふさの国 商い未来塾（第3回）	

千葉県からのお知らせ

災害発生時の心得 ～むやみに移動を開始せず、落ち着いた行動を～

大規模な災害が発生すると、公共交通機関が運行を停止し、帰宅が困難になることが予想されます。

多くの人が一斉に帰宅を始めると、火災や建物からの落下物などにより負傷する恐れがあり危険であるほか、救助・救急活動の妨げとなります。

【むやみに移動を開始しない】

- 身の安全を確保し、職場や集客施設等の安全な場所にとどまろう。
- 災害用伝言サービスにより、家族の安否などを確かめよう。
- 交通情報や被害情報などを入手しよう。

【日ごろから準備しておきたいこと】

- 家族などと安否確認の方法、集合場所、帰宅経路の状況を確認しておこう。
- 職場などに飲料水や食料、携帯ラジオ、地図、運動靴、懐中電灯などを用意しておこう。
- 帰宅経路のコンビニやガソリンスタンドなどの場所を確認しておこう。

経理のムント 電子帳簿等保存制度を 考える 《第一回》

電子化・デジタル化の時代です。例えばファクスによる情報通信が完全に電子メールに置き換わったオフイスもあり、現金の窓口取扱いを廃止した銀行支店もあるなど身近にその実例を見聞するものです。昨今注目の電子帳簿保存法制はその急展開への税務当局の具体的対応であり、同時に当局の危機感の表れでもあるのでしよう。電子化・デジタル化への当局の対応が緩慢に過ぎればたちまち脱税の温床が出現し、反対に規制が厳格に過ぎれば日本はデジタル世界の迷子になりかねません。

電子帳簿保存法の基本的な理解の手始めに、まず手書きの領収書と電子化された領収書の差異について考えてみましょう。アナログ式つまり手書の領収書の領収金額十万円が手を加えられて書き換えられたものであるか否かを見破ることは、不自然な筆跡やインクの色や線の太さ、また紙の経年変化などにより素人でもさして困難で

はないでしよう。これがデジタル領収書ならどうでしょう。元の記載金額一万円を十万円に改ざんすることは少しの知識さえあれば容易で、改ざんされた領収書にその痕跡を発見することは困難でしょう。このような視点も含めて電子帳簿保存法の概要を確かめてみましょう。

(1) はじめに

★制度の骨格

電子帳簿保存法は、①電子帳簿保存②スキナ保存③電子取引データ保存の三分野を含むもので、①と②は利用したい者が任意に利用する制度③は対応する必要がある制度です。

国税庁はこれらの制度について次のように述べています。「この制度は納税者の文書保存に係る負担軽減を図る観点から、帳簿や国税関係書類の電磁的記録等による保存を可能にする制度」であり、「ただし、改ざんなど課税上問題となる行為を防止する観点から、保存方法等について、真实性・可視性の確保に係る一定の要件を設けている」と。

★用語

身の回りにあふれている電子化・

デジタル化用語で、その意味は案外あやふやなままの言葉について二・三調べてみました。

◎「電磁的記録」

先の引用文にもありましたが、調べてみると「電子・磁気など人の知覚では認識できない方式で作られた記録」のことでした。なるほどコンピュータ内で生成された会計データは手書き帳簿と異なりそのままでは人の眼に見えぬもの、印刷やモニター画面上に映し出して初めて認識できるものです。

◎「モニター」

消費「モニター」などの使い方は親しいものですが、電子化分野では「コンピュータに接続される表示装置」と定義されています。つまりはその液晶画面のことでした。

◎「デジタル」と「アナログ」

調べると、時刻をその一瞬の値で表示するデジタル時計と二本または三本の針の動きで表すアナログ時計の例示がありました。それぞれの特性として、正確で再現性が高くコピーや伝送による劣化が少ない「デジタル」と情報量が多くコピーや伝送による劣化が多く

コピーもしにくい「アナログ」などと解説されていました。

列車発車時刻までの時間の余裕度を瞬時に知らせてくれるのはアナログ時計の文字盤、その情報量の多さです。昔、レコードやカセットテープの音楽を再録音するとその音質の劣化はひどいものでしたが、音楽CDは再録音も再々録音も劣化は感じられません。デジタルならではの正確な再現性です。

ついでに「アナクロ」という言葉について調べると時代遅れのこととあり情報用語ではありませんでした。余談ながら劣化しやすい「アナログ」的人間が「アナクロ」扱いされるのもいやはやくもつとも、と納得した次第です。

まさにデジタルの特性を生かした「電子帳簿等保存制度」なのですが、そのデジタルの特性ゆえに複写や改ざんがそれと見抜けぬほどに本物らしくどころか本物そのままに、しかも瞬時にできてしまうために税務当局は断固「課税上問題となる行為を防止」しなくてはならず、そのための「電子帳簿保存法」なのです。

(2) 組合が活用したい二制度

昨今日にする機会のふえてきた

「電子帳簿等保存制度」と「電子帳簿保存法」です。

その特性上、周到な法による規制がいかに必要といえども難解で面倒そうな法律上の制約のゆえに、何やらうっとうしい制度のようにも思われ敬遠しがちでしたが、昨年十二月の法改正ですっきりと整備されました。まず先に見た電子帳簿等保存三制度のうち納税者が任意に利用する①電子帳簿等保存と②スキヤナ保存について、組合事務局での活用を具体的に考えてみましょう。

①電子帳簿等保存制度

★電子帳簿等保存とは

「帳簿（仕訳帳・総勘定元帳等）や国税関係書類（決算関係書類等）のうち自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成しているものについては、一定の要件のもと、（紙に印刷することなく）データのままで保存できる。」ものとされています。

前の文中の「自己が最初の記録から一貫して電子計算機を使用して作成しているもの」とは、必ずしも組合事務局が最初から一貫してコンピューター処理を行うことを求めるのではなく、会計事務所

等への記帳等の委託をも含む概念で、組合が主体となってその責任において処理され作成されているもの、という意味合いです。

★電子帳簿等保存の要件

直近の法改正までは電子帳簿等保存のためには税務署長の承認が必須で、さらに場合によっては会計システムの買い替えも必要になるなど、そのシステムが備えるべき機能について、ややハードルの高い要件が求められていました。が、改正を経て困難な要件はほとんど撤廃されました。

改正後の法が求める電子帳簿等保存制度を採用するための要件は、電子帳簿等を作成し保存するコンピューターに⑦モニターと取扱説明書を備え付けること⑧税務当局による「ダウンロードの求め」に応ずることができ⑨その帳簿等は複式簿記のルールにより作成されていることの三点です。

★組合が義務として保存している

会計帳簿等保管の現状

組合は法の規定により会計帳簿や関連書類を、最長では十年間の保存が義務付けられています。大量の紙帳票を組合事務局に適切に保管することは容易ではありません

ん。当年分を保管し期限切れの書類を廃棄することを毎年繰り返さなくては適正保管は実現できないからです。保管や廃棄にかかるコストも少なからず、まして必要に応じて特定の書類を保管書類の山の中から探し出すなどは至難のワザです。

★電子帳簿等保存を実現すれば

十年分の会計帳簿や関連書類が十分な信頼性を保持しつつ電子保存できたなら、組合のパソコンのハードディスク内とバックアップシステム内にそれらはことごとく収容され、これまで必要だった保管スペースは全く不要になり保管書類の追加廃棄と検索の作業も容易にタイムリーに行われるでしょう。

★インセンティブ（報酬・誘因）

国税庁はさらにオマケのようなインセンティブを用意し、これを呼び水として納税者における電子帳簿等保存の仕組みをより完璧なものに誘導しようとしています。

組合がその会計システムを⑦⑧⑨

計データの削除履歴が保存できる⑩システム内の各帳簿に相互関連性がある⑪日付・金額・相手方キーとしたデータの検索機能があるなどの要件を完備し、より信憑

性の高いものとして運用するならば、組合に過少申告加算税が課され事態が発生した際には、その加算税率を5%軽減するというので美を下さるといういささか「お上」ふうのご配慮のようでもあります。が、もとより前記⑦⑧⑨の機能は、

税務当局が期待する機能である以前に、組合が自らその会計システムの正当性や安全性や機能性を完全に保障し実現するために不可欠なものなのです。税務上の特典Ⅱインセンティブはさておき、自発的に逐次前記⑦⑧⑨の機能特に⑦の機能を整備し、完全な電子帳簿等保存組織を組合内に確立したいものです。

(3) スキヤナ保存制度

★スキヤナ保存とは

「決算関係書類を除く国税関係書類（契約書・領収書・預金通帳・請求書・納品書・見積書・注文書等）については、その書類を保存する代わりとして一定の要件の下でスマホやスキヤナで読み取ったデータを保存することができる」とされています。

領収書や請求書などの現物を貼ったり綴ったりして保存するわ

ずらわしい作業から解放してくれるこの制度は、事務の現場で利用価値の高い制度と言えるでしょう。てんでばらばら勝手放題な様式の領収書や請求書をスキヤナ後にシュレッダーで裁断する快感を想像しただけでも……。

★一定の要件とは

スキヤナ保存の実施には、そのデータの真実性確保やスキヤンした日時の特定のため、言い換えれば改ざん防止のための所定の要件をクリアすることが必要です。

①タイムスタンプ付与

領収書や請求書などの保存対象書類に、その受領後最長二か月以内に公的認定を受けたタイムスタンプを付与することが要件です。

②タイムスタンプ不要のケース

訂正・削除履歴が残るシステムにスキヤナで読み取ったデータを保存するときは、前記タイムスタンプは不要とされます。なおこのシステムには前記二か月の期間内にデータが保存されたことが確認できる時刻証明機能の装備も必要です。

★タイムスタンプの役割

タイムスタンプは前述のように、電子帳簿保存法の要請する「電

子データの真実性確保」「スキヤンした日時の特定」という二つの重要事項を実現し保障するものです。タイムスタンプが付与されたデータは編集や改ざんを抑止して、組合の会計監査や税務調査に際しても「非改ざん」をおのずから証明するものです。

このようにタイムスタンプなるツールは、単に電子帳簿保存法の要件をクリアするためのツールであるにとどまらず、組合の会計や税務をデジタル時代に対応してより安全でクリアな仕組みに向上させるためにも有効でありかつ必須なツールなのです。

★タイムスタンプにいくらかかるか

タイムスタンプの導入費用について、「アマノタイムスタンプサービス3161」の利用ガイドを見ると、月間1000スタンプまでの基本料金は月額8000円、年間十数万円程度の負担増です。文書の電子化が当たり前になりつつある時代趨勢への対応、電子化による事務や保管のコストダウンや、「非改ざん証明」が可能となるなど組合会計の安全性・真実性の向上、次稿でみる「電子取引データ

保存」にも活用できることなどを総合して勘案すると、消極的になる支出ではなさそうですが、いかがでしょうか？

次稿では、電子帳簿保存制度三本柱の最後「電子取引データ保存」について考えます。

(税理士 古知 潔)

「賃金引上げ等の実態に関する調査」にご協力ください。

厚生労働省

厚生労働省では、「令和4年賃金引上げ等の実態に関する調査」を実施します。

この調査は、民間企業における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握することを目的として、主要産業に属する会社組織の民営企業常用労働者100人以上を雇用する企業のうちから産業別及び企業規模別に選定した約3,600企業を対象とし、毎年1月から12月までの1年間の常用労働者の賃金改定状況について調査するものです。

調査の結果は最低賃金決定のための中核最低賃金審議会（目安に

関する小委員会）の審議で使用されるほか、社会的関心も高く、労働経済白書をはじめとする賃金分析等において広く活用されており、非常に重要な役割を担った調査となっております。

対象になった企業におかれましては、調査の趣旨、重要性をご理解いただき、何卒調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。



各関係団体と連携し、地域社会貢献へ取り組み

徳島ビルメンテナンス協同組合

組合（役員、組合員、青年部、事務局）が一体となり、目的意識を持ち、主体的に地域社会貢献活動を実施している。

背景・目的

不安定な経済情勢の中、中小企業組合を取り巻く状況が厳しさを増す一方で、中小企業組合は組合員のための共同事業を実施するだけではなく、環境への配慮、地域社会への貢献が求められるなど、社会的責任に対する関心は一層高まりつつある。そこで、当組合は経営理念の一つである「地球環境への貢献」を念頭に、地域社会の一員であるとの自覚の下、各関係団体と緊密に連携し、「地域と時代が求めるビルメンテナンス」を丹念に追及していくことを目的に、清掃活動等の様々な取り組みを行っている。

取組みの手法と内容

当組合は、地域社会貢献への取

組みとして昭和55年から毎年社会福祉施設で清掃活動（ボランティア）を行い、令和元年12月の実施で40回目を迎えた。また、徳島県立特別支援学校の生徒の働きたいという思いを企業に知ってもらうことを目的とした「ゆめチャレンジフェア」開催の支援、障がい者技能競技大会である「アビリンピック徳島大会」開催の支援、災害時避難所の衛生確保に向けた県関係機関との連携啓発活動、産業教育支援など、多方面にわたり地域に根付いた各種活動を遂行し、関係団体をはじめ、地域社会に認められる団体として確固たる地位を確立した。さらに、平成29年12月より新たな試みとして、当組合、徳島ビルメンテナンス協会、徳島県、徳島県教育委員会、社会福祉法人徳島県社会福祉事業団の5団体が緊密に連携し、徳島県立特別支援学校の生徒を中心に捉えた「学びと交流と施設快適化

の創造」（5団体と障がい者が社会について共に学びながら交流することと社会福祉施設の快適化を目指すもの・地域社会貢献）を合言葉とする全国に例のない清掃活動を実施している。これらの創意と工夫を加えた実践活動の積み重ねを基盤に、平成30年8月に5団体による「障がい者の就労支援活動に関する協定」の締結に至った。なお、その支援活動の一環として、徳島県立特別支援学校の生徒が就労に向けた多様な経験を積むことができるよう、実際の職場で一定期間働く「就業体験」の場を提供している。

成果とその要因

一番大きな成果としては、各関係団体と障がい者の就労支援活動に関する協定を締結し、これらを着実に推進するため、その都度各関係団体と意見情報交換を行い、これを通じて顔の見える日常性ある関係性を構築したことである。また、新

聞や雑誌に取り上げられることも増え、業界の認知度向上を図ることができた。各組合員が随時、意見情報交換を行うなどして地域を良くしたいという高いモチベーションを保ち、組合が一体となって取り組んでいることが成功の要因と言えるだろう。



障がい児入所施設にて、徳島県立特別支援学校の生徒が当組合員から学びながら清掃活動（左図）



障がい者の就労支援活動に関する協定の締結（右図）

徳島ビルメンテナンス協同組合

住所：〒770-0942
徳島県徳島市昭和町
二丁目56番地
設立：昭和49年2月27日
出資金：21,000千円
URL：－
業種：建物の維持管理事業
組合員：14人

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

令和4年6月期

情報連絡員50名 回答数50名

全体概要 【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。
 (「好転(上昇、増加)」、「不変」、「減少(悪化、低下)」の3択回答のうち、「不変」を除く「好転」又は「減少」の回答数)

前月比

- ▶ 製造業では、売上高において「増加した」業種は4から9に増加。「減少した」業種は10から3に減少。
- ▶ 非製造業では、売上高において「増加した」業種は7から11に増加。「減少した」業種は15から11に減少。
- ▶ 業界の景況では、「好転した」業種は3から9に増加。「悪化した」業種は8から10に増加。

前年同月比

- ▶ 製造業では、売上高において「増加した」業種は8から6に減少。「減少した」業種は6のまま変化なし。
- ▶ 非製造業では、売上高において「増加した」業種は12から9に減少。「減少した」業種は13から12に減少。
- ▶ 業界の景況では、「好転した」業種は12から10に減少。「悪化した」業種は8から11に増加。

製造業

パン・菓子製造

【県内全域】

原材料、包材等の値上げが相次いでいる。HACCP認証の件で、組合加入を検討している方が数人いる。同じく、食協の共済保険の加入を目的に加入を希望している方がいる。うち1名は加入。また、組合員の要望により組合オリジナルの紙袋の制作を検討し、7月中には納品となる見込みである。

酒類製造

【県内全域】

前年同月比は増加(プラス43%)となったが、コロナ禍の前(令和元年度)と比較して、9割弱の回復(5月分)。また、3年ぶりに東京で日本酒造組合中央会主催の全国日本酒フェアがリアル開催され、当組合も出展した。10月1日(土)に東京ベイ幕張ホールにて「千葉の酒フェスタ2022」を計画中。

繊維工業

【県内全域】

資材等、鉄骨、テント膜の値上がりが激しい。しかしながら、なかなか製品に上乗せできていない。

木材・木製品製造

【県内全域】

輸入木材の調整を見守っている状況で動きが良くない。模様眺めを継続中。

製材

【木更津市】

6月はロシア材に代わるカナダ材や米材が各1艘入港したため米材の在庫は大幅に増加した。

印刷・同関連業印刷

【県内全域】

大きな変化はまだないかと思われる。今一番心配しているのは材料費の値上げだと思われる。一部業者より値上げの文書が届いた。

電気めっき

【県内全域】

自動車部品関連の稼働に関して、回復が始まりつつも、完全回復まではまだ先は長そう。その他の需要においても、他部品の調達不足からの生産調整が継続。

鉄工

【千葉市】

受注状況は改善傾向にあるが、燃料費の高騰により収益状況は悪化し、海外からの部品調達も遅延状況が続いており、経営環境は厳しい。

機械部品製造

【野田市】

今年度第一四半期は前年度、前々年度に比べて売上げ、利益ともマインナス。コロナ、円安、ウクライナ紛争等、様々な影響があった。今後も暫くは悪影響が続きそう。

機械部品製造

【流山市】

売上が戻りつつあるよう。原材料、資材、電気料金等が値上がる

とともにコストが増加しており大変である。

【機械部品製造】

【柏市】
材料の高騰（金属・樹脂）、仕入品の価格高騰とともに収益を圧迫し、受注が減少。

【機械部品製造】

【船橋市】
資材の高騰や調達支障などがあり、先行き不透明な状況。

【採石】

【県内全域】
大きな仕事はしばらくないが、今月は前月を上回り、前年同月比でも上回り前年比132%となったが、今後の新海面処分場工事や新本牧埠頭建設工事に期待する状況である。

【土砂採取】

【県内全域】
全体では、前月報告と変化はないが、山武地域での売上高については、前年同月比では減少しているものの、前月比では増加傾向にあるとの報告があった。骨材値上げは一定額浸透した模様だが、燃料、電力、資機材等のコストアップの転嫁は不十分であり、今後も値上げ交渉を続けながら事業の継続を模索している状況。

【非製造業】

【総合卸売】 【千葉県・東京都】
新型コロナウイルス影響が落ちついてき

たなかで、ロシアのウクライナ侵攻問題が発生した影響で、仕入価格や物流費が上昇しており、改めて急激に景況感が悪化している。

また、原油価格の上昇による仕入価格の上昇を販売価格に完全に転嫁できない状況となっており、取引条件が合わない取引先とは取引解消となる場合も出てきている。

7月頃には仕入先から再値上げの要請がある見込みであるが、対応に非常に苦慮している。

【医薬品卸】

【県内全域】
4～6月の累計販売実績では、前年度実績より増加しており受診患者数も戻りつつあると受け取れる。しかしながら、新型コロナウイルスにおいて感染者数減少は停滞傾向にあり、感染予防対策は各業界でも継続して実施されている。

【リサイクル卸】

【千葉県】
扱ひ量の減少により、価格は上昇も売上が上がらない。

【青果卸売】

【千葉市】
全体的に、青果物の市況は安定しているが、昨今の食料品等の値上げが影響しているものと思われ、動きが鈍い。今後は、猛暑と水不足等の天候の影響も懸念される。

【食肉卸売】

【成田市他】
豚肉相場の上昇により在庫「金額」は増加したものの、在庫「数量」に大きな変化はない。仕入単価が上昇するも販売単価も上昇することから、豚肉の相場変動による影響は平準化される。ただし、包装資材や電気代等の値上げによる影響は現時点でカバーできず、企業努力で賄っているところとなる。また、海外から来ている特定技能や実習生の残業時間が多くなる傾向にある。

【卸売】

【茂原市】
コロナ後に対する動きが少しづつ見られるようになってきた。しかし、仕入価格等の高騰による商品への価格転嫁に苦慮している。

【電機機器小売】

【県内全域】
天候不順で猛暑が続き、エアコンの売れ行きが顕著であった。ただ商品の供給が追い付かない。また、各個店に売れ筋の商品が無い。型落ちの製品で対処している。

【中古車仕入・販売】

【県内全域】
東日本大震災が発生した2011年と新型コロナウイルス感染拡大で緊急事態宣言が初めて発令された2020年に次ぐ水準の新車販売台数であった。そのた

め、登録者も対前年同月比で9ヶ月連続マイナスとなり、苦戦が続いている。

【小売】

【東金市】
消費行動がまだまだ回復せず。商品価格が上昇傾向にあるので、今後が心配。戻りつつあった状況が、商品価格上昇等があり顧客の買物動向にしっかりと対応していかないと小売りは大変になる。

【自動車一般整備】

【県内全域】
引き続き自動車整備に係る油種類値上げが続いている。

【一般廃棄物処理】

【千葉】
前月比並びに前年同月比を比べると、変わらない結果となったが、内容は良い状況であると思う。コロナウイルスの感染者は増加傾向にあるが、マスクをしながらもコロナ前の生活に少し戻ってきている影響が良い状況につながっていると思う。

【内装工事】

【県内全域】
6月下旬より鈍化している。仕事の二極化の差異が目立つ。

【貨物運送】

【野田市】
燃料費が経営を圧迫している。



<p>千葉県製麺工業(協) 代表理事 藤代孝之</p>	<p>船橋青果卸売(協) 理事長 平栄三</p>	<p>関東自動車共済(協) 理事長 小長谷政幸</p>	<p>千葉県石油(協) 理事長 安藤順夫</p>	<p>千葉県醤油工業(協) 代表理事 山本一郎</p>
<p>千葉振興建設業(協) 代表理事 佐川克豊</p>	<p>千葉県コンクリート製品(協) 理事長 斎藤寿夫</p>	<p>千葉県クレーン建設重機(協) 代表理事 佐藤浩昭</p>	<p>千葉県自転車商協同組合 代表理事 鈴木榮太郎</p>	<p>千葉県遊技業(協) 理事長 星山聖達</p>
<p>千葉県産業廃棄物処理業(協) 理事長 山本隆</p>	<p>千葉県建設防水工事業(協) 理事長 関正一</p>	<p>(協)船橋トラックセンター 代表理事 鈴木正</p>	<p>千葉県生コンクリート工業組合 理事長 勝呂和彦</p>	<p>千葉船業(協) 代表理事 田原安</p>
<p>千葉市廃棄物リサイクル事業(協) 代表理事 飯田俊夫</p>	<p>千葉県測量設計補償(協) 代表理事 石塚修</p>	<p>富津市環境清掃(協) 代表理事 斎藤昇</p>	<p>千葉県セメント卸(協) 代表理事 織田善信</p>	<p>(協)千葉県鐵骨工業会 代表理事 栗原宏</p>

<p>井出康浩</p> <p>(企) はらから 代表理事</p>	<p>秋山稔</p> <p>千葉青果卸売 (協) 代表理事</p>	<p>飯塚真太郎</p> <p>野田工業団地 (協) 代表理事</p>	<p>飯村明義</p> <p>千葉市工業センター (協) 代表理事</p>	<p>熊谷正喜</p> <p>千葉鉄工業団地 (協) 代表理事</p>
<p>小野塚雄</p> <p>松戸駅周辺商業 (協) 理事長</p>	<p>池田淳一</p> <p>全千葉警備業 (協) 理事長</p>	<p>近藤茂行</p> <p>千葉総合卸商業団地 (協) 代表理事</p>	<p>越部円</p> <p>千葉県貿易 (協) 代表理事</p>	<p>上野宏幸</p> <p>千葉青果商業 (協) 代表理事</p>
<p>金子道大</p> <p>千葉県保険流通 (協) 代表理事</p>	<p>柳明宏</p> <p>令和国際連携 (協) 代表理事</p>	<p>半田洋一</p> <p>市原市管工事 (協) 代表理事</p>	<p>丸山佳希</p> <p>千葉市一般廃棄物収集運搬 (協) 代表理事</p>	<p>戸澤優之</p> <p>高滝湖観光 (企) 代表理事</p>
<p>亀山直人</p> <p>千葉学習塾 (協) 代表理事</p>	<p>小寺真澄</p> <p>千葉県消防設備 (協) 代表理事</p>	<p>関塚弘行</p> <p>船橋総合卸商業団地 (協) 代表理事</p>	<p>中村仁一</p> <p>船橋機械金属工業 (協) 代表理事</p>	<p>榎本裕義</p> <p>千葉港港湾運送事業 (協) 理事長</p>

<p>千葉県学校給食パン・米飯（協） 代表理事 川上 主介</p>	<p>柏駅前第一商業（協） 代表理事 寺嶋 憲夫</p>	<p>野田市再資源化事業（協） 代表理事 西村 久行</p>	<p>松戸ビル管理業（協） 代表理事 関 和秀</p>	<p>ふなばしインタックス（協） 代表理事 篠原 敬治</p>
<p>千葉県税理士（協） 代表理事 千葉 正已</p>	<p>浦安建設（協） 代表理事 鹿野 新一郎</p>	<p>流山工業団地（協） 代表理事 洞下 英人</p>	<p>流山トラック事業（協） 代表理事 小倉 信一</p>	<p>柏市工業団地（協） 代表理事 藤井 秀美</p>
<p>四街道工業団地（協） 代表理事 清水 敬陽</p>	<p>臼井ショッピングセンター（協） 代表理事 鳥羽 敏彦</p>	<p>印旛食肉センター事業（協） 代表理事 小川 進</p>	<p>浦安市リサイクル資源（協） 代表理事 醍醐 信次郎</p>	<p>野田市商業（協） 代表理事 木名瀬 好二</p>
<p>山武管工事業（協） 代表理事 小松 隆弘</p>	<p>（協）東金ショッピングセンター 代表理事 中村 秀朗</p>	<p>千葉県木材市場（協） 代表理事 小池 正男</p>	<p>千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合 理事長 篠原 正人</p>	<p>千葉仮設足場ワーカーズセンター（協） 代表理事 森泉 博佳</p>

<p>渡邊昇</p> <p>木更津鮮魚商(協) 代表理事</p>	<p>大塚完</p> <p>千葉県酒造(協) 代表理事</p>	<p>芝野明</p> <p>大原中央商店街(協) 代表理事</p>	<p>小関正幸</p> <p>長生郡市管工事(協) 代表理事</p>	<p>佐藤衛</p> <p>海匠ガス事業(協) 代表理事</p>
<p>森川文明</p> <p>千葉県板金工業組合 代表理事</p>	<p>岩渕泰博</p> <p>千葉県電機商業組合 代表理事</p>	<p>鈴木隆</p> <p>柏市廃棄物処理業(協業) 代表理事</p>	<p>石井良典</p> <p>千葉県建設業(協)連合会 理事長</p>	<p>岩渕明弘</p> <p>千葉県医薬品卸(協) 理事長</p>
<p>菅谷文彦</p> <p>栄町衣料(協) 代表理事</p>	<p>石戸新一郎</p> <p>(振興) 柏二番街商店会 代表理事</p>	<p>千崎悟之</p> <p>千葉県中古自動車販売商工組合 代表理事</p>	<p>瀧澤一泰</p> <p>千葉県鍍金工業組合 代表理事</p>	<p>芦田松昭</p> <p>習志野市造園工事業(協) 代表理事</p>
<p>秋葉宗一郎</p> <p>千葉県中小企業団体青年中央会 代表幹事</p>	<p>松延俊美</p> <p>千葉県異業種交流融合化協議会 会長</p>	<p>中嶋敏夫</p> <p>千葉県官公需適格組合 受注促進協議会 会長</p>	<p>出野祥平</p> <p>千葉県自動車販売店協会 会長</p>	<p>大里光夫</p> <p>千葉県自動車車体整備(協) 理事長</p>

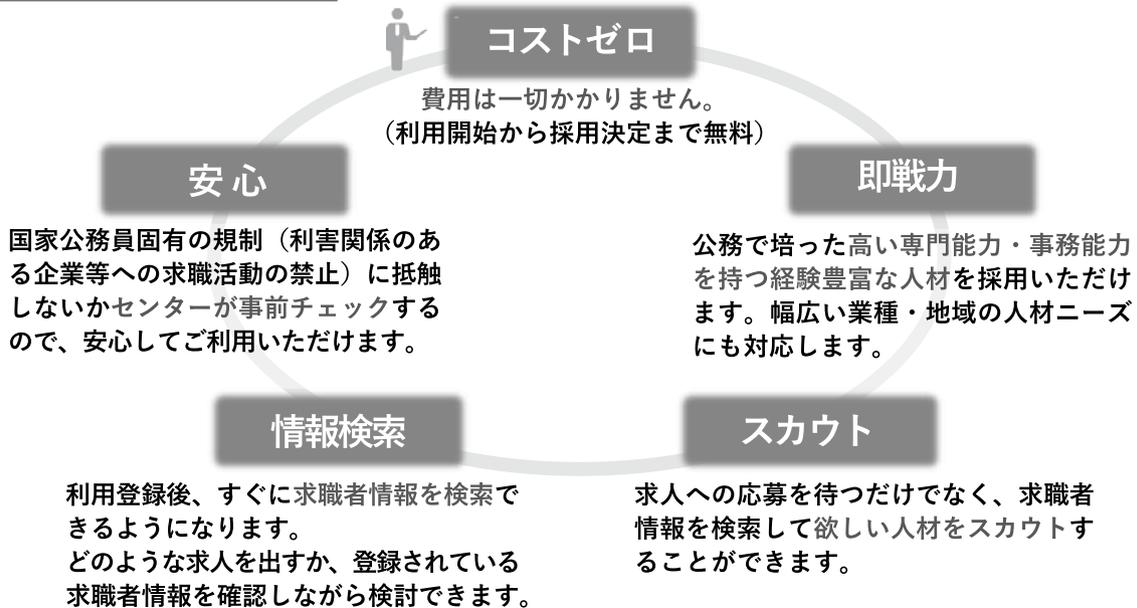
🔊 人材の募集をお考えの事業主の皆さま！



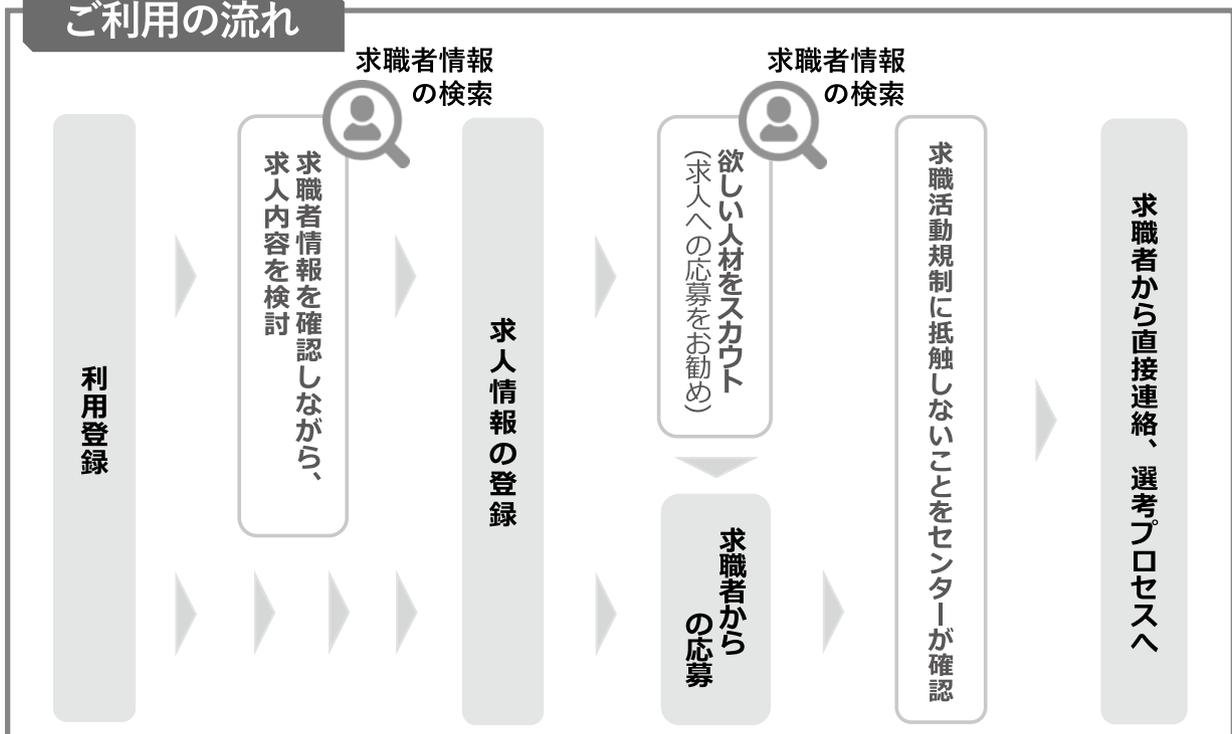
「官民ジョブサイト」の情報提供サービス

内閣府官民人材交流センターでは、国家公務員の中堅・シニア層（45歳以上）に特化した求人サイト（官民ジョブサイト）を運営しています。

サービスの特長



ご利用の流れ



このような国家公務員が登録しています

19省庁・約1700人の多様な人材

保有資格（例）

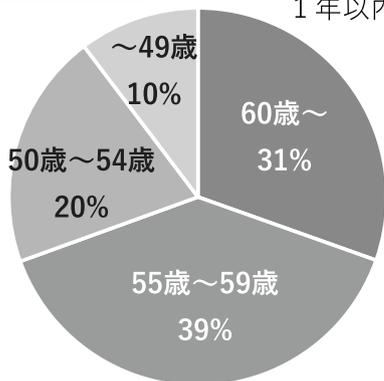
- 税理士、公認会計士
- 社会保険労務士
- 行政書士
- 通関士
- 弁理士
- 技術士、建築士
- 施工管理技士、測量士補
- 情報処理技術者

経験業務・分野（例）

- 新規事業の企画・立案
 - 審査、検査、監査
 - 補助金交付、許認可
 - 調査・研究、情報集約・分析
 - 経理、財産管理、総務
 - 広報、渉外、相談
 - 人事、研修、コンプライアンス
 - 危機管理・災害対応
-
- 各種の専門行政分野

年齢構成

（注）在職者と離職後1年以内の者



海外赴任経験がある者

約31%

赴任先の例：

米国 英国 フランス ドイツ
イタリア スイス 中国 大韓民国
インドネシア ベトナム タイ
フィリピン シンガポール

希望勤務地

すべての都道府県が希望勤務地として登録されています

2021年12月
現在の状況



ご利用企業・団体の声

現職の経験豊富な人材を見つける上で有効な事業

希望通り地元の方を採用できた

<本サービスの「長所」>アンケートより

- 1位 国家公務員の再就職規制を心配する必要がない
- 2位 他の人材サービスでは探しにくい特定の行政分野の経験者がいる
- 3位 無料である

お問合せ

- 詳しい情報やインターネットでのお問合せ、ご利用のお申込みはセンターのホームページから
- お電話でもお気軽にお問合せください 03-6268-7677

官民センター 🔍



千葉県中小企業団体中央会 第66回通常総会開催

本会は6月24日、ホテルポルトプラザちばにおいて第66回通常総会を開催した。

議事は、①令和3年度事業報告書及び決算報告書（財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）の承認について ②令和4年度事業計画（案）及び収支予算（案）並びに会費の賦課徴収方法の決定について ③常勤役員報酬の決定について ④借入金残高の最高限度決定について ⑤常勤役員の欠員による補充についてがそれぞれ上程され、慎重審議の結果、いずれも原案通り承認・可決した。

なお、神子常務理事の辞任に伴う後任は、松宗 宏参与が常務理事に選出された。



本会平会長の挨拶

組合運営・企業経営研究会 リアル十オンラインで開催

本会は7月12日、市内において「組合運営・企業経営研究会」を開催した（オンライン同時配信）。

本年4月から年金法の改正に伴う被用者保険の適用時範囲拡大や雇用保険料率の引き上げ、パワハラ防止法の施行等、中小企業が労働関連への対応するために研究会を実施した。

本研究会では、社会保険労務士法人エフピオ 代表社員 石川宗一郎氏（社会保険労務士）を講師に招き、「中小企業が知っておきたい社会保険・労働関連法の改正」をテーマに講演が行われた。



石川講師の講演

新しい働き方・休み方を実践するために
年次有給休暇を上手に活用しましょう。

Refresh/
もっと自分らしい働き方
休み方

年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。
「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の現実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

1) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

<p>● 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者</p> <p>5日</p> <p>※労使協定を結ぶことで、労働者の希望する日数に調整可能。</p>	<p>● 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者</p> <p>15日</p> <p>※労使協定を結ぶことで、労働者の希望する日数に調整可能。</p>
--	---

2) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせてさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一括付与方式	全従業員に対して同一日に付与	製造部門など、作業を止めて全従業員を休ませることができる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日や増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により個人の年次有給休暇を管理

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の例（個人別付与方式の場合）

- 〇〇株式会社と〇〇労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。
- 1 当該の従業員が有する〇〇〇〇年度の年次有給休暇（以下「年次」という。10のうち5日を超過する部分については、6日を限度として計画的に付与するものとする。なお、その有する年次の日数から5日を差し引いた日数が6日を超えないものについては、その不足する日数の範囲で特別有給休暇を与える。
- 2 年次の計画的付与の期日及びその日数は、次のとおりとする。
- 前期（4月～3月の間で3月） 前期（10月～9月の間で3月）
- 3 有給休暇の年次付与計画表は、各期の開始日がある日曜日の前日までに会社が作成し、従業員に開示する。
- 4 労使協定は、会社付与計画の承認を、労使協定の形式により、各期の開始日より前までに、両当事者に提出しなければならない。
- 5 各期開始は、前掲の希望に基づき、各従業員の前記の期日（を調整し）決定する。
- 6 業務運行上やその他の理由のため前記日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、前記に基づき定められた指定日を変更するものとする。

時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

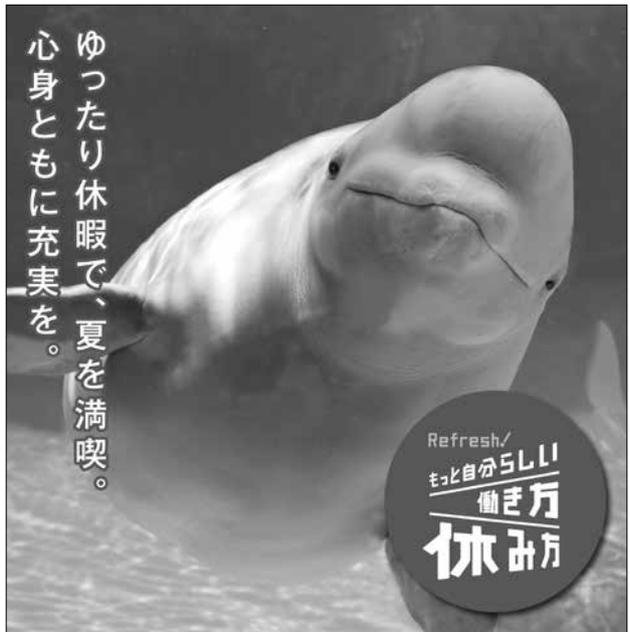
（労使協定で定める事項）

- ① 時間単位有給休暇の対象労働者の範囲
対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。
- ② 時間単位有給休暇の日数
1日5日以内の範囲で定めてください。

時間単位有給休暇1日分の時間数

- 1 1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位有給休暇に相当するかを定めてください。1時間に満たない回数がある場合は時間単位に切り上げてください。（例：1時間50分が1日分30分の場合は1時間となります。）
- ② 1時間以外の時間を単位として与える場合は時間数
2 時間単位など1日の所定労働時間を超えない複数の時間単位を定めてください。

労働基準法が改正され、2019年4月から5日間の年次有給休暇を確保に取得させることが必要となりました。



ゆったり休暇で、夏を満喫。
心身ともに充実を。

Refresh/
もっと自分らしい働き方
休み方

新しい働き方・休み方を実践するために
年次有給休暇を上手に活用しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。



厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署
労働者・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>
年次有給休暇取得促進特設サイト

